

修理体制証明書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

修理体制について、次のとおり証明します。

1 修理時における担当者の派遣体制	
連絡先所在地	
事業所名	TEL
電話対応可能日・ 時間帯	
派遣する担当者の 役職・所在	
2 修理時の施設への引取り（引渡し）体制	
修理施設所在地	TEL
〈備考〉	

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 各項目欄に記入しきれない場合は、必要に応じて資料を添付してください。